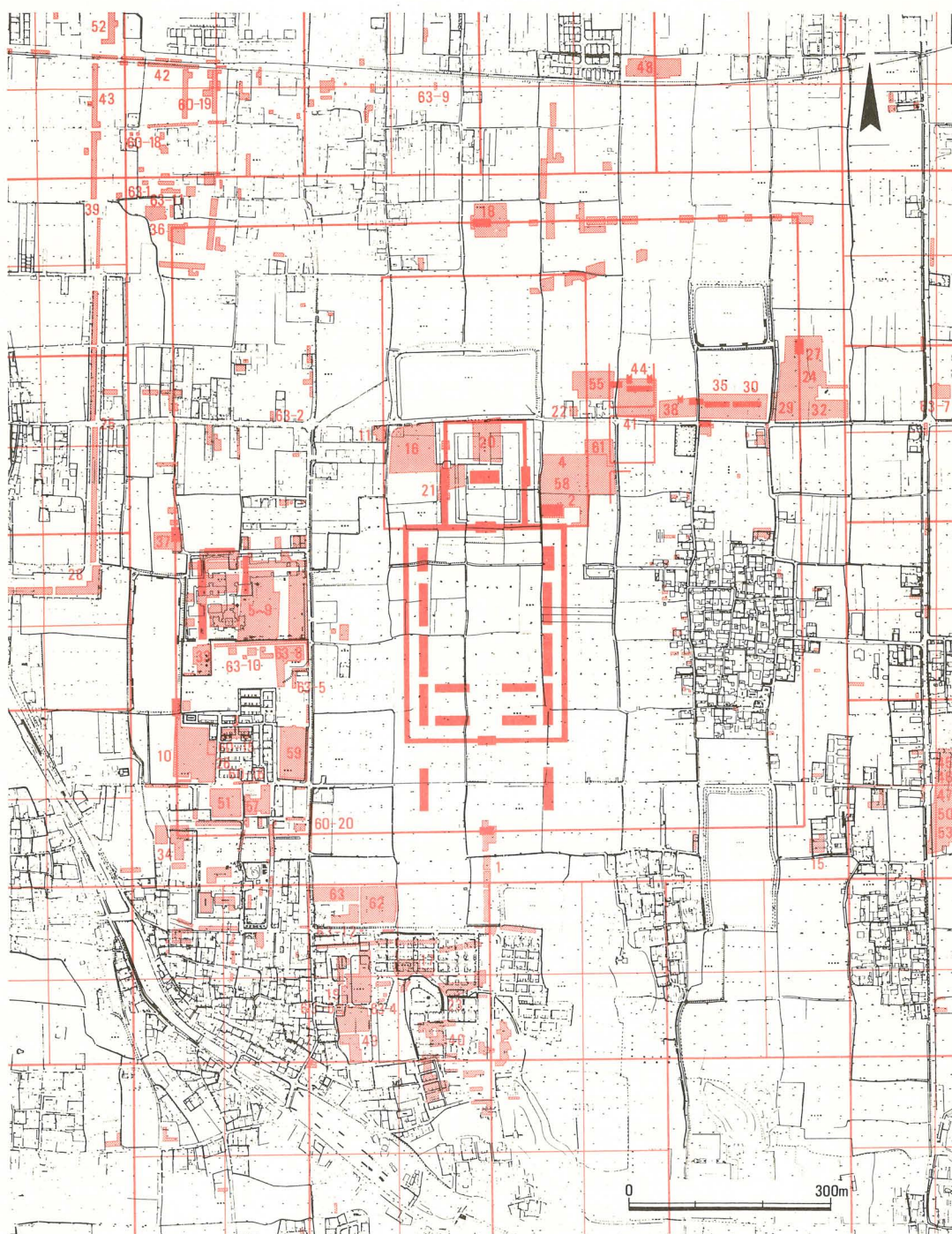


I 藤原宮の調査



藤原宮周辺調査位置図（数字は次数）

1 内裏東外郭・東方官衙地区の調査（第61次）

（1990年4月～8月）

この調査は藤原宮の大極殿院・内裏の東外郭と、東方官衙地区の様相を明らかにするため、第58次調査に引き続いて行ったものである。当調査区は第4次調査区の北側に接し、また第41次調査区の西南約40mの位置にあたる。調査は当初東西40m・南北25mのトレンチを設定して行い、調査の進展にともない、調査区の東南隅に東西7m・南北14mの拡張区を設けた。

当調査区の西南方に接する第2・4・58次調査区では一本柱塀と大溝の大極殿院外郭の東を限る施設の様相が明らかとなっているが、その内部は第2次調査区で検出した礎石建ち建物以外には建物はなく、空地という状況を示している。一方の東方官衙の地域では、第41・44・55・58次調査の結果、大極殿院・内裏東外郭部の東側に南北に並ぶ3個の官衙ブロックの存在が明らかになっている。北方の官衙ブロックではブロック内の建物の建て替えが行われ、建物配置の変化に伴ってブロック内が細分されたことが判明している。また、この地域には藤原宮の時期の遺構だけでなく、藤原宮直前・平安時代の遺構群が存在する事も判明している。

遺 構

今回検出した遺構は弥生時代から中世にいたるものであるが、主要なものは藤原宮期と平安時代の遺構である。検出した主な遺構は掘立柱塀・溝・建物・土坑等である。

藤原宮期の遺構 検出した主な遺構は塀・建物・溝・橋脚状遺構・土坑などである。

調査区の西端の南北塀SA865は大極殿院・内裏の外郭の東を限る塀であり、今回9間分を確認した。柱間寸法は10尺（約3m）等間で、柱掘形は東西2.5m・南北1.5mの巨大なものである。

SA865の東西両側に、3m間隔で対応してある2条の柱列を今回11間分を確認した。これらの柱列は第58次調査区からも続き、妻柱もないため長大な建物の両側柱とは考えがたく、また、塀の建て替えとしても柱筋が通りすぎる。長

距離にわたって対応して続くことから考えれば、外郭塀SA865に伴う足場穴とすることができる。足場穴とすれば西側の掘形がSA865の掘形を切っているため、SA865の解体時の足場穴SS6900と考えられよう。足場穴の柱間寸法は約2.25mで、柱掘形は一辺約0.4mである。

SA865の東約3mの溝SD869は幅約1.5m、深さ0.6mで、第58次調査区から総延長約80m確認しており、塀SA865の雨落溝の可能性もあるが、約60m北側の第55次調査区までは延びていない。また、SS6900の東側の柱掘形はSD869の埋土を切っているため、SA865の廃絶以前に埋め戻されている。

南北溝SD105は最大幅5m・深さ0.7m、藤原宮東半地域の基幹排水路である。最上層は埋め立てられている。下層には数度の補修の痕が認められるため、通常は3～4mの幅であったものと考えられる。下層から瓦・土器・木簡が出土している。

橋脚状遺構SX861はSD105の南半の兩岸にある柱穴で、大小の柱穴が交互に並び、大きい柱穴だけでみると第58次調査区から柱間寸法約2.6mで8間分検出している。梁行は約4.2m。南北21mという規模からみて橋とは考え難い。SX861の南15m隔てたところに同様の規模のSX6665が第58次調査で検出されている。厠の遺構とする考えもあるが、その占める位置からすると疑問が残る。

SD850は幅2.4m・深さ0.7mの南北溝で、東方官衙地区の西を限る溝である。SD105と同様に最上層は埋め立てられている。下層から瓦・土器・木簡が出土している。西側のSD105との間約17mは宮内道路と考えられる。

調査区の東端の南北塀SA6630Bは南北に3個並ぶ官衙ブロックのうちの真中の区画の西を限る塀であり、今回12間分を検出した。柱間寸法は約2.75m等間であり、北端では柱間が一つとんで広くなるところがある。柱掘形は一辺1mをこえる大型のものである。柱はすべて西側に抜かれており、北から2番目の柱穴では柱が横たわった状態で残存している。中央の官衙ブロックが東西66m・南北72mの規模であることは第58次調査などの成果で確認されていたが、柱間の広くなるところはSA6630Bの南北のほぼ真中にあっており官衙の西の出入口の可能性があろう。塀の西1.2mにある幅0.8mの南北溝SD6899はこの塀の西

側の雨落溝と考えられる。

また、南北塀SA6630AはSA6630Bと重複し、先行する塀であるが、柱間寸法はSA6630Bより若干短く約2.6mと考えられ、柱痕跡も存在しない。柱掘形も一辺1 m弱とSA6630Bに比して一回り小さい。これらA・B 2 時期の塀があることは第41次調査で検出した官衙の北を限る施設として1.5m隔てて2 条の東西塀SA3632・3634があり、それらと対応するものであろう。第41次調査の場合でも南側のSA3634には柱痕跡がなく、かつまた、SA3632は東で東限の南北塀SA3633と鉤の手に連なっているのに対し、SA3634は対応する南北塀が伴っていない。これらのことから、SA6630A・3634の2 条の塀は柱掘形は掘ったものの、計画変更により、柱を建てる前に埋め戻されたものと考えることができよう。

建物SB6895はSA6630の東2 mにある梁行2 間の東西棟で、今回その西妻柱筋を検出したただけであるが、SA6630Bと柱筋を揃えるため、官衙ブロック内の建物と考えられる。

平安時代の遺構 検出した主な遺構は溝・建物などである。

溝SD852は幅約2 m・深さ0.5mの南北溝で、その両岸は人頭大の自然石で粗く護岸している。

SD105の東岸の南北棟建物SB6902は2 間×2 間で、柱間寸法は桁行2 m・梁行1.5mの小規模な建物である。第58次調査区で検出した塀でつながる南北棟SB6657・6659・6662とほぼ柱筋を揃えるため、これらと一連の建物であろう。

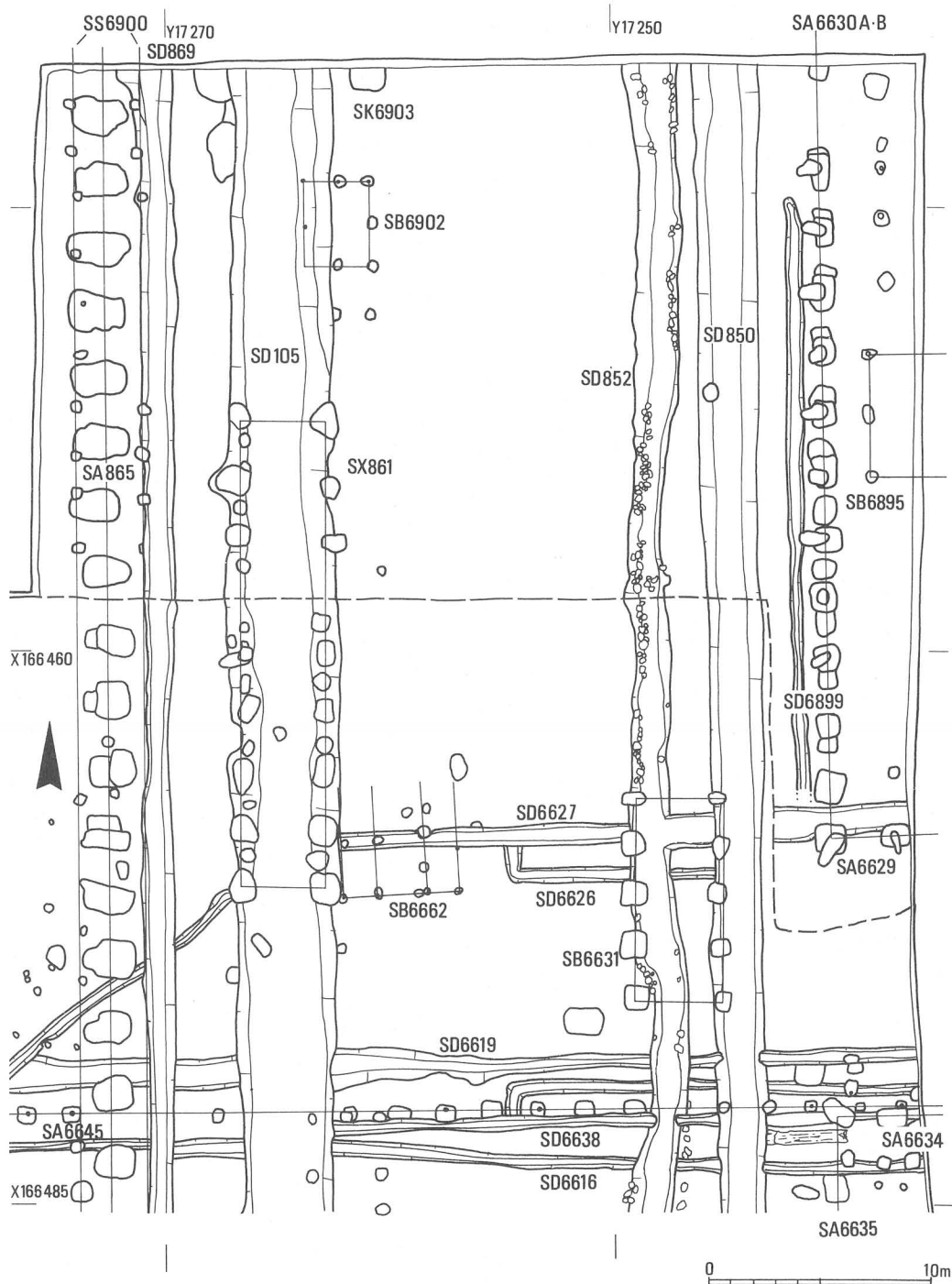
遺 物

瓦・土器（弥生土器・土師器・須恵器）・土製品・木器・木製品・木簡・金属製品・石製品が出土したが、全体に少量である。

土器はSD105・850・869などを中心に出土しており、墨書土器（習書）1 点・円面硯1 点・転用硯が2 点出土した。土製品は土馬がSD105から出土した。瓦は軒丸瓦5 点・軒平瓦11点・面戸瓦8 点・熨斗瓦1 点が出土した。

木器・木製品はSD105から曲物の底板・側板が出土した。

金属製品には包含層から出土した金銅製の鈴がある。石製品にはSK6903から出土した古墳時代の碧玉製の管玉、SD850から出土した砥石がある。



第61次調査遺構配置図

木簡は溝SD105から24点（うち削屑5点）、SD850から32点（うち削屑4点）、合わせて56点出土した。その主なものの釈文を以下に掲げる。

① 己亥年九月七日

② ・吉備中国下道郡

・矢田里矢田マ刀祢[□]（以上SD105）
[李カ]

③ ・諸陵司 召土師宿祢[□]広庭[□]土師宿祢国足

・土師宿祢大海[□]四人

④ ・備前国

[□]磨郡

[珂カ]

・他田里[□]家[□]人[□]麻

⑤ 中務省牒[□]守省[□]（以上SD850）
[留カ]

まとめ

今回の調査の結果、内裏東外郭の東で南北に3個並ぶ官衙ブロックのうち、中央ブロックでは西を限る塀には建て替え、もしくは計画変更があることが重複関係から確認することができた。この塀の南北のほぼ中央には、柱間が広く、出入口と想定できる場所が確認できたことも大きな成果とすることができよう。残念ながらこの塀は調査区の東端にあり、官衙内の建物も西側柱を検出した1棟を確認するにとどまった。官衙ブロックの内部構造については、今後の調査の進展を待ちたい。

平安時代の遺構は南北溝を除き、顕著なものはなかったが、第41次調査区にこの時期の整然とした配置をとる建物群があり、宮の西北隅の第36次調査で出土した平安時代初頭の「弘仁」年間の紀年をもつ木簡に記載された「宮所庄」と関連があると考えられる小字「宮所」が調査区の南にあるため、荘園の一部と考えられよう。

2 西方官衙地区の調査（第63－5・8・10次等）

本年、藤原宮西方官衙地区の調査は、第63－2次を除き鴨公小学校の南に接した地域で行った。周辺は、小学校新築に伴う第5～9次調査（報告2）をはじめ、幼稚園増設（第33次、概報12）、そこへの進入路新設（第54－9次、概報18）、進入路南の家屋新築（第60－3次、概報20）、倉庫新築（第58－2次、概報19）などの工事に伴う事前調査によって、藤原宮期およびその直前の時期の遺構の状況が明らかになりつつある地域である。今回実施した調査は、第63－5次調査が第54－9次調査の東端から南、第63－8次調査は第54－9・第58－2・第63－5および第27－9次調査の中間、第63－10次調査は第58－2次調査と第60－13次調査の間に各々位置する。

A 第63－5次調査

（1990年5月）

この調査は市道拡幅に伴う事前調査として、橿原市四分町で実施した。調査地の制約により、調査対象地を南部と北部に分け、各々南調査区（3m×27m）、北調査区（2.5m×33m）として南北に細長い調査区を設定した。

南調査区は、宮内先行条坊である五条大路が想定できる位置に設けた。後世の削平や攪乱が著しかったが、五条大路南側溝の可能性のある東西溝1条を断面で確認できた。北側溝は南調査区からはずれるため未確認。このほか、南調査区の北端で幅5m、深さ1mの古墳時代の東西溝1条を確認した。北調査区は中世の素掘り溝を検出ただけで、藤原宮に関連する遺構は検出できなかった。

B 第63－8次調査

（1990年8月～10月）

この調査は倉庫新築工事に伴い橿原市四分町で実施した。当初、東西40m・幅12m、南北46m・幅5mのL字形の調査区を設定して調査を開始したが、遺構の状況によって拡張を何度か行ったため、最終的な調査区の総面積は1262㎡

に達した。

調査区の基本的な層序は、耕土・床土・灰褐色土（包含層）・淡灰色粘土であるが、調査区西部では淡灰色粘土の上に茶褐色粘土がのっていた。藤原宮期および宮直前の遺構は、淡灰色粘土ないし茶褐色粘土上面で検出した。調査区南部の南北トレンチ部では、灰褐色土の下に灰色ないし暗灰色粘土の弥生土器包含層があり、その直下の黄褐色粘土層上面で弥生時代の遺構を検出した。

検出した主な遺構は、掘立柱建物3棟、掘立柱塀2条、井戸1基、土坑、溝などである。また、調査区南部では、下層で弥生時代の流路と環濠を発掘した。以下、主要な遺構について時期別に述べる。

藤原宮期およびその直前の時代の遺構

掘立柱建物SB6991は、梁間2間（3.0m、10尺等間）、桁行5間の東西棟。桁行の柱間は、2.7m（9尺）等間か、あるいは中央の間だけ3.0m（10尺）と広いかもしれない。柱掘形は一辺約0.8～1.0mの方形で、深さ0.4m。柱はすべて抜き取っている。

掘立柱建物SB6997は、梁間2間・桁行4間の南北棟建物。柱間はともに、2.25m（7.5尺）等間である。柱掘形は長辺が1～1.2mの長方形で、深さ0.4m。柱抜き取り穴のあるものと柱痕跡を残すものがある。

掘立柱建物SB7001は、梁間2間（2.4m、8尺等間）・桁行4間（2.7m、9尺等間）の南北棟。柱掘形は、一辺0.6mほどの方形だが、南妻の柱穴は東西が0.8～1mの長方形である。深さは0.2～0.3mと浅い。柱はすべて抜き取られていた。北妻の柱筋がSB6991の南側柱筋と揃い、しかもSB7001の東側柱筋とSB6991の西妻筋との距離は6.0m（20尺）である。

掘立柱南北塀SA6985は、10間分を検出した。南北はともに調査区外に延びるが、北の第54－9次調査区、南の第27－9次調査区ではともに延長部分は確認されていない。柱掘形は一辺0.6～1mと不揃いで、深さ約0.2mしか残らず、柱穴の抜けるところもある。柱間は、北6間が2.25m（7.5尺）、その南2間は1.8m（6尺）、東西塀SA7000が取り付く南と北の柱間は北が2.4m（8尺）、南が2.1m（7尺）とまちまちである。取り付き付近に通路を設けたため変則的になったのだ

ろうか。SB6991と重複しそれより古い。

掘立柱塀SA7000は、SA6985に取り付く東西塀。17間分を検出した。東はSA6985に取り付くが、西は調査区外に延びる。柱掘形は一辺0.6～0.8mの隅丸方形。深さは0.3～0.4mのものが多く、西の方では0.8mと深いものがある。

井戸SE6990は、検出面での掘形径2.4×2.2mの井戸。井戸枠はすべて抜き取られていた。深さは1.8mである。SB6991と重複し、これより古い。抜き取り穴から「益」と針書きした土師器杯Cなどの土器や木器が出土した。

弥生時代の遺構

流路SD7014は、沼地状になった東西方向の流路。黒灰色粘土が堆積し、弥生時代後期の土器を多量に出土した。特に西端では、完形の土器がまとまって出土した。SX7012とSX7013は、このSD7014の北岸にある不整形な窪みやピット群。トンネル状になるものや中に木片を遺存するものがあったので、川岸に生えていた樹木の根が腐ってできたものと思われる。

SD7017～7019は、互いに連結する素掘り溝。SD7017とSD7018は幅約2.5m・深さ0.8mの断面U字形、SD7019は幅約1.5m・深さ0.6mの断面V字形の溝である。3条の溝はともに埋土の大半が砂であり、かなりの流量で水が流れていたことを推測させる。現地形では北西が低くなるので、SD7017とSD7018が集めた水をSD7019によって排水したのでだろう。弥生時代後期の中頃から終りにかけての土器が出土した。

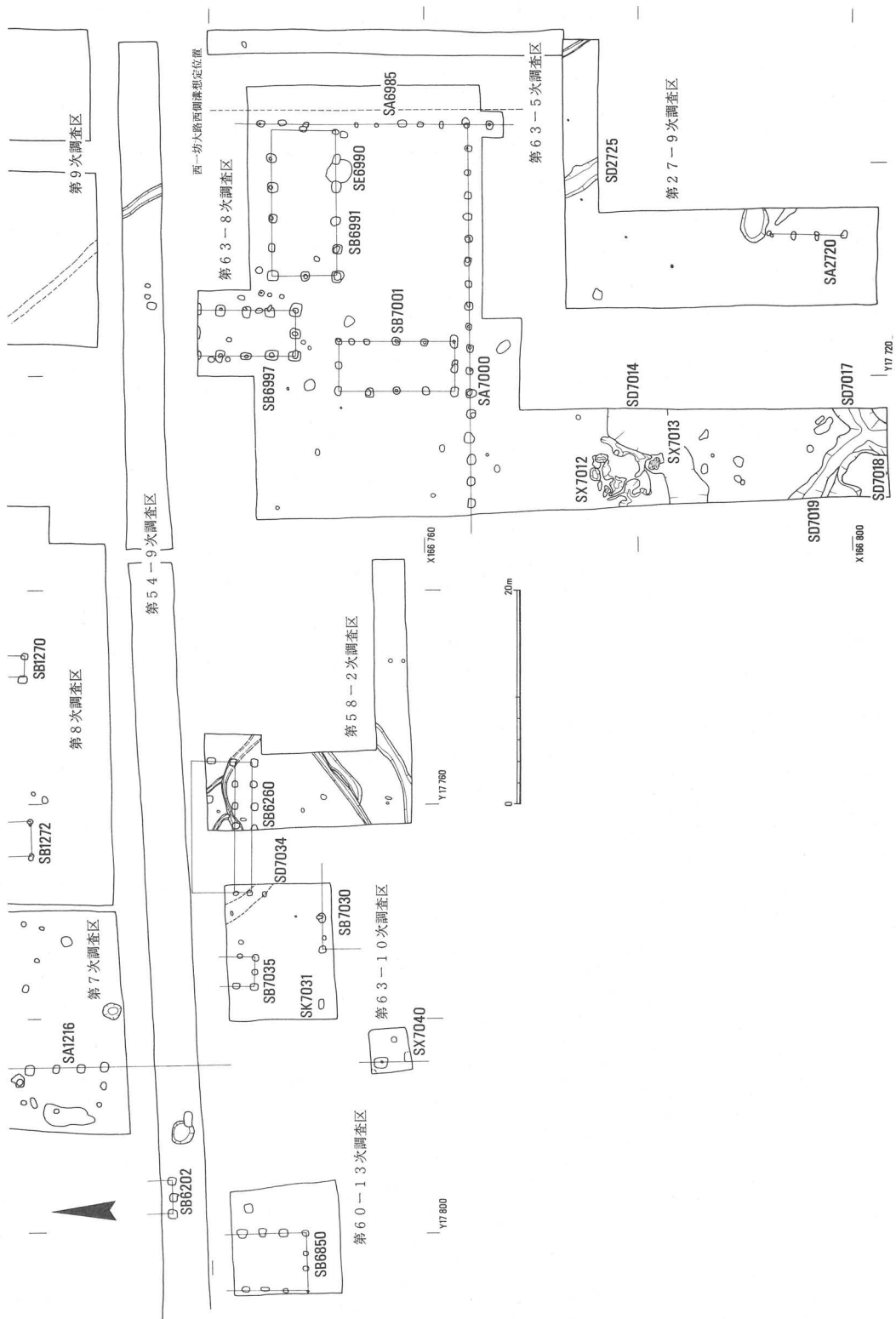
出土遺物

土師器・須恵器・弥生土器などの土器のほか、ごく少量の瓦や木器がある。

C 第63～10次調査

(1990年12月)

この調査は倉庫新築工事に伴い樫原市縄手町で実施した。調査は、東西13m・南北10mの調査区を設定し、第58～2次調査で検出した掘立柱東西棟建物SB6260の西延長の確認を目指した。さらに、この南西にも東西4m・南北4mの小調査区を設け、第5～9次調査で確認している宮内先行条坊に伴う掘立柱南北



西方官衙地区遺構配置図

堀SA1216の確認を企図した。

調査区の層位は、耕土・床土・灰褐色土・茶褐色粘土で、地山の茶褐色粘土の上には一部古墳時代の遺物を含む灰色粗砂および暗灰褐色砂質土がのる。遺構は、茶褐色粘土ないし灰色粗砂、暗灰褐色砂質土の上面で検出した。

検出した主な遺構は、掘立柱建物2棟のほか、柱穴、土坑、溝である。

掘立柱建物SB7035は、梁間2間、桁行2間以上の南北棟。柱間は1.5m（5尺）等間。柱掘形は一辺0.6m、深さ0.4mと小型である。側柱筋が藤原宮直前のSA1216と平行し、その東約7mにあることから、それと同時期と推定する。

掘立柱建物SB6260は、第58－2次調査で検出した南庇付東西棟。今回、庇と南側柱の西端の柱穴を検出し、桁行が柱間2.1m（7尺）等間の6間であることが確定した。藤原宮造営直前のものであろう。

このほか、調査区南東隅で検出した比較的大型の柱穴2個（SB7030）は、柱間約3m（10尺）ある。藤原宮西方官衙の建物の一部である可能性がある。また、調査区北西隅の斜行溝SD7034は、幅1.4mあり、古墳時代前期の土器を少量含む。

西南調査区では、掘立柱南北堀SA1216の南延長上で、大型の柱穴SX7040を検出した。SA1216も今回の調査区まで延びているとみてよいだろう。

出土遺物

土師器・須恵器が少量出土した。土師器には古墳時代のものが含まれる。

西方官衙地区調査（A～C）のまとめ

① SA7000は、第5～7次調査で検出した、宮内先行条坊に伴う掘立柱東西堀SA1215と59m（200尺）を隔てる。これに接続するSA6985は、SA1215の西端に接続する掘立柱南北堀SA1216と97.5m（330尺）を隔て、今回検出した10間分の内、北6間の柱間2.25m（7.5尺）は、SA1215のそれと同じである。従って、SA6985とSA7000は、SA1215・1216と一連の遺構であり、藤原宮直前の先行条坊と関連した区画施設と推測できる。今回検出することはできなかったが、SA6985の東約2mには、先行条坊の西一坊大路西側溝の存在が推定されるから、

この区画は北を先行条坊五条条間路、東を西一坊大路に接した、東西330尺×南北200尺の区画に復元できる。この時期の他の遺構としては、SE6900がある。SB6991建設時には廃絶されており、梓の抜き取りから飛鳥Ⅳの土器が出土したことから、SE6900も藤原宮直前におくことができよう。建物としては、南北棟SB6997、SB6260、SB7035がある。

② 藤原宮西方官衙の遺構にはSB6991、SB7001、SB7030がある。SB6991と7001は、柱筋を揃える点や両者の間隔が20尺という完数で割り付けられていることなどから、同時に建てられた一組の建物と考える。これらの建物はSB7030が柱間10尺とする以外は小規模なものであり、西方官衙地区には長大な建物のほかにこのような小規模建物も付随していたことが明らかにできた。

③ 弥生時代の遺構は、四分遺跡の一部をなすものと推定されるが、溝SD7017～7019は、この遺跡の集落地区の北限を画す環濠の可能性はある。

D 第63-2次調査

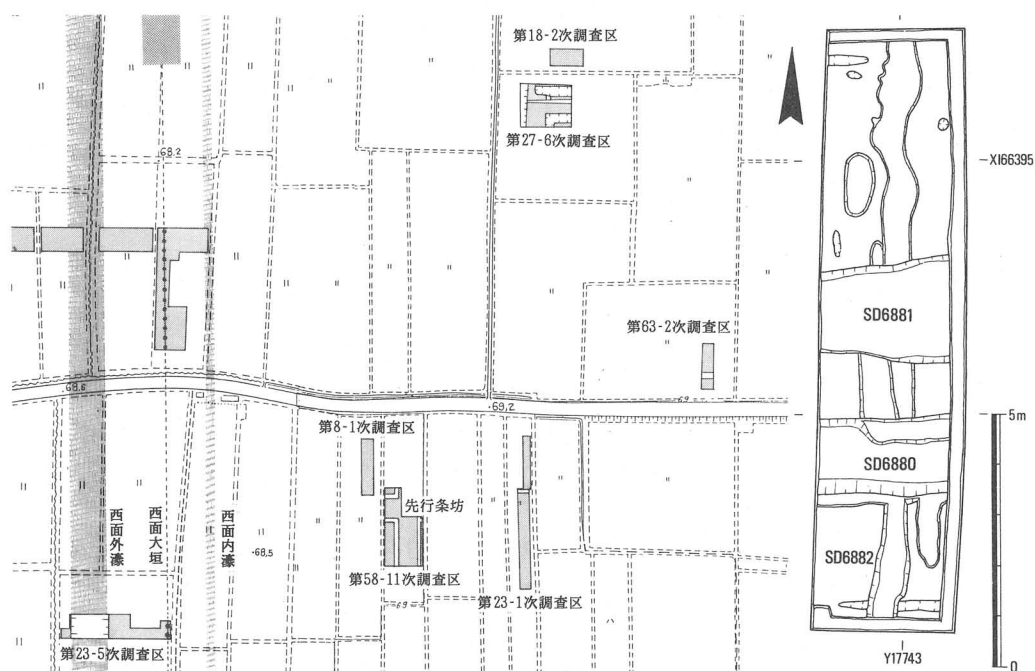
(1990年4月)

この調査は住宅新築に伴う事前調査として、橿原市縄手町で行ったものである。調査地は醍醐池の西方で藤原宮北西部にあたり、内裏西外郭を限る南北堀SA1670の西約165mにある。調査地周辺では、第8-1・18-2・23-1・27-6・27-11・29-2・37-17・48-17・58-3・58-4・58-11次の諸調査を行ってきた。このうち第58-11次調査では、宮内先行条坊の四条条間路と西二坊坊間路の交差点を検出している(概報19)が、醍醐池の西側一帯は概して後世の削平がひどく、これ以外では7世紀代の顕著な遺構を検出していない。中世の遺構としては、第27-6次調査で14世紀後半の集落に伴う環濠らしき溝を検出している(概報10)。今調査は藤原宮期の遺構の遺存状況の確認を主目的として、南北12m・東西3mの調査区を設定した。

調査区の基本層序は、上から順に耕土・灰黒褐色砂質土・黒褐色砂質土・黄灰色砂質土があり、灰黒褐色砂質土(地山)の上面で遺構を検出した。検出した主要な遺構は、東西溝2条、南北溝1条である。

SD6880は東西溝で、幅1.6m・深さ15cmである。多量の14世紀代の遺物が出土した。内訳は、土師器の大皿43点・小皿93点・羽釜6点、瓦器椀40点、少量の須恵器壺・甕、少量の漆膜・布・板の断片である。土師器・瓦器には完形品が多く、皿類の多くは重ねられた状態で出土した。まとめて投棄されたのであろう。SD6881は東西溝で、幅1.6～2.2m、深さ17cmである。遺物が出土せず時期不明である。SD6882はSD6880・6881より古い南北溝で、幅0.4～0.8m、深さ7cmである。少量の土師器甕・羽釜、弥生土器が出土した。

当調査地は藤原宮の西北部にあたる位置にありながらも、藤原宮期の遺構は検出されなかった。周辺の調査地の状況からみて、すでに削平されたのであろう。一方、14世紀の溝SD6880が、第27～6次調査で検出された14世紀後半の溝や通路と共に、一つの集落を構成する可能性があり注目される。中世集落の環濠は浄御原宮推定地（概報11）・41～15次（概報16）・47次（概報17）・60～8次（概報20）でも検出しており、廃都後の土地利用の重要な資料である。



第63-2次調査位置図・遺構配置図（1：150）

E 第60-15次調査

(1990年1月)

この調査は四分団地建て替えに伴う事前調査として、檀原市四分町で行ったものである。調査地は藤原宮の西南隅にあたり、第10次調査(報告Ⅱ)の東、第26次調査(概報9)の北に接する。宮西方官衙の遺構が予想され、また弥生時代の四分遺跡にも当たる地点である。発掘面積は約150㎡。

床土下の薄い茶ないし灰褐色砂質土層を除去するとすぐに遺構面が現われる。それは基本的に弥生の包含層である黒褐色砂質土層の上を薄く覆う黄褐色粘質土面である。検出した遺構は南北方向の溝1条、掘立柱建物2棟および小さな土坑で、弥生時代の溝・土坑は黒褐色土を一部掘り下げた地山面で検出した。

南北溝SD6933は幅3.5m、深さ20~25cmほどの素掘り溝で、発掘区の中央を西に振りながら北流する。埋土から須恵器片が出土したが、年代は特定しがたい。建物のうち1棟SB6931は西南部にあり、2×2間の南北棟、柱間は桁行方向が2.4m、梁間が1.5mである。他の1棟SB6932は北壁沿いに東西に並ぶ3個の柱穴で、建物規模は不明。以上は藤原宮期のものであろう。

東北部の5×5mの範囲で弥生時代の包含層を掘り下げ、黄灰色砂質土地山面で弥生時代の遺構を検出した。西端部で南北溝の東岸を検出したが、これは上層の溝とほぼ同位置にあたる。他に性格不明の土坑が多数あるが、すべて弥生時代後期のものである。

出土した遺物の大半は後期弥生土器で、木製整理箱35箱に達する。他に須恵器・土師器と弥生時代の石器剥片(サヌカイト製)が合わせて1箱ある。

F 第60-16次調査

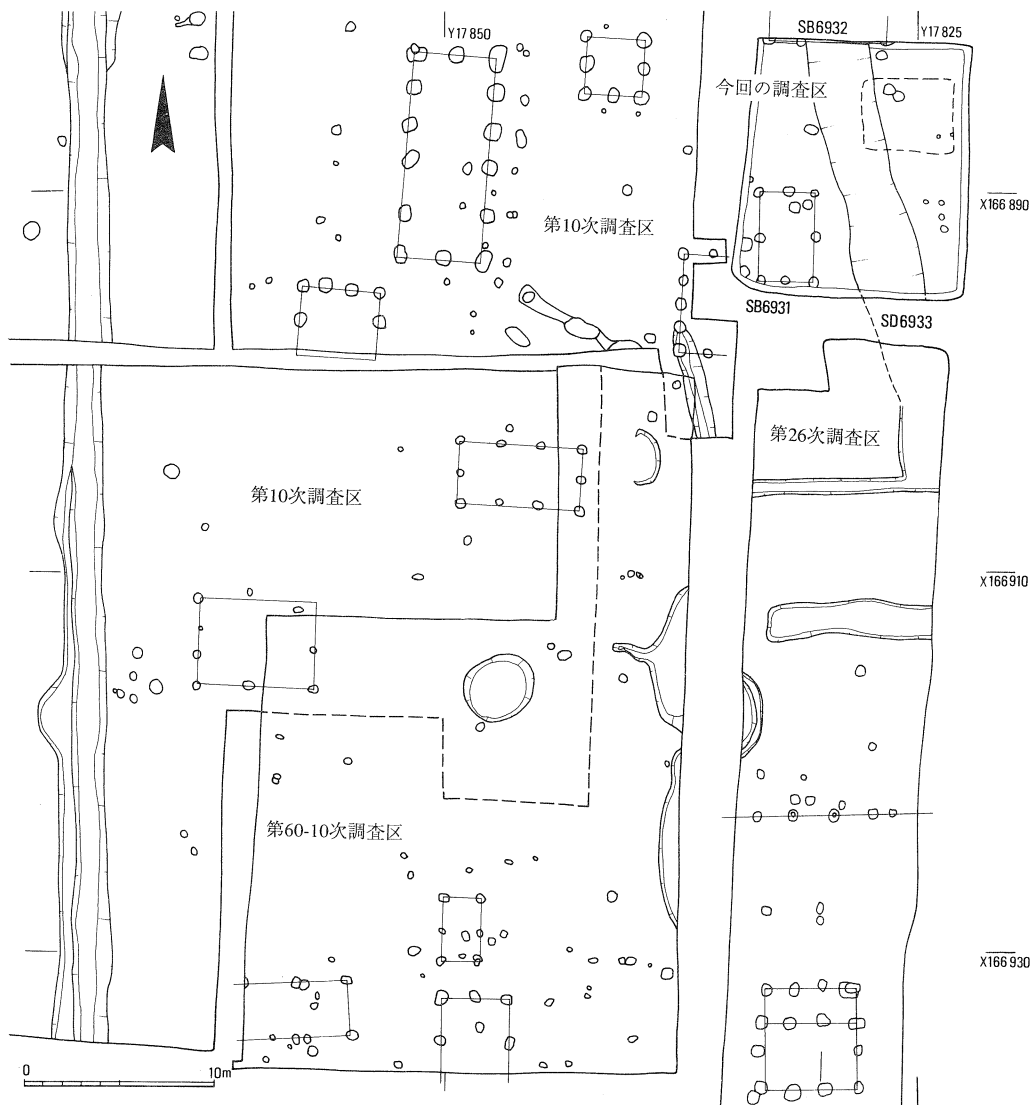
(1990年1月)

この調査は下排水路の改修工事に伴う一連の事前調査の一つとして、檀原市四分町で行ったものである。調査区は東西23m、南北3m弱である。弥生時代の包含層である黒褐色砂質土上面で精査したが、何らの遺構も存在しなかった。

G 第60-20次調査

(1990年3月～4月)

この調査は下排水路の改修工事に伴う事前調査として、橿原市高殿町で行ったものである。調査地は藤原宮の南辺部で南面西門に一部かかる位置である。調査は南北約70mにわたり、幅4.2～4.5mの範囲で実施したが、既存の水路内であったため十分な調査が行えず、遺構検出は不可能。東壁面で内濠を確認したにとどまった。なお、この位置では門の遺構は削平されていると思われる。



第60-15次調査および周辺遺構配置図